**まちづくり支援センター物品貸出要領**

　（目的）

第１条　この要領は、区の魅力と活力向上推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項第４号に基づき、各区のまちづくり支援センターが行う住民主体のまちづくり活動の実施に必要な物品の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

　（貸出物品及び使用料）

第２条　要綱第４条第２項第４号により貸出す物品は、別表に規定する物品とする。

２　前項の物品の使用料は、無償とする。

　（貸出しを受けることができる団体）

第３条　物品の貸出しを受けることができる団体は、３人以上で構成される団体とする。

　（貸出条件）

第４条　まちづくり支援センターは、次に掲げる条件をすべて満たすものについて物品の貸出しを行うものとする。

　⑴　当該物品が地域の魅力や活力の向上に資するまちづくり活動の実施に必要なものであること。

⑵　前号に規定するまちづくり活動が営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利するものでないこと。

　⑶　貸出期間が１週間以内であること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

　⑷　貸出物品の搬入及び搬出は、貸出しを受ける団体が実施し、これに伴う費用及び当該物品の使用に伴い必要な光熱水費、消耗品等に係る費用は、当該団体が負担すること。

　（申請）

第５条　物品の貸出しを受けようとする団体は、所定の物品貸出申請書を市長に提出しなければならない。

　（貸出しの決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、申請の内容について第４条に規定する条件に適合するか否かを審査のうえ、貸出しの適否を決定し、貸出許可通知書又は貸出不許可通知書（以下「通知書」という。）により申請した団体に通知する。

（貸出及び返却手続）

第７条　前条により物品の貸出しの決定を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、申請を行った区のまちづくり支援センター又はコミュニティ再生課に通知書を持参のうえ、所定の借受書を提出し、物品の貸出しを受けるものとする。

２　借受団体は、通知書に記載された貸出期間内に、貸出しを受けた区のまちづくり支援センター又はコミュニティ再生課に当該物品を返却するものとする。

３　市長は、借受団体が正当な理由なく、通知書に記載された貸出期間を過ぎても当該物品を返却しない場合、借受団体に速やかに返却するよう催告するものとする。

４　市長は、借受団体が前項の規定に基づく催告に応じない場合、法的手続を含め必要な措置を講じるものとする。

　（物品のき損又は紛失）

第８条　借受団体が貸出しを受けた物品をき損又は紛失した場合、必要な証拠書類を添えて所定の事故報告書を市長に提出しなければならない。なお、借受団体の故意又は過失により物品をき損又は紛失した場合は、借受団体の責任により修繕又は弁償するものとする。

　（委任規定）

第９条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に必要なことは、企画総務局長が定める。

　　　附　則

　この要領は、平成２２年１１月１５日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２５年３月１５日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和元年１１月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和２年８月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和３年２月１５日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和３年４月２０日から施行する。

附　則

　この要領は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和５年１１月１日から施行する。

　　別　表（第２条第１項関係）

|  |
| --- |
| プロジェクタースクリーンアンプ・マイクセットマイクスタンドハンズフリー拡声器ワイヤレスガイド機器テントポータブル発電機電源ドラム（延長コード）折りたたみテーブル折りたたみイス投光器ポップコーン機わたがし機充電式ブロワ非接触型温度計ポータブル電源イベント用分別ごみ箱 |